



あたたかい ことばがつなく こころのわ(令和3年度児童福祉週間標語)

5月5日～11日は 児童福祉週間

問い合わせ こども支援課 ☎229-3284 FAX229-3451

子どもが家庭や地域で豊かな愛情に包まれ、たくましく育っていく環境・社会づくりは、とても重要です。子どもの健やかな成長についてみんなで考えようと、毎年5月5日のこどもの日からの1週間は「児童福祉週間」と定められています。これにちなみ、児童館では以下のイベントを開催します。



まん中こどもまつり

とき 5月8日(土)13時30分～15時30分

ところ まん中こども館(大門)

内容 映画「みんなの学校」の上映会

申し込み 直接窓口またはファクス、Eメールで同こども館(FAX 213-2132、✉mail@mannaka-kodomokan.net)へ

問い合わせ 同こども館(☎213-2131)



すばるこどもフェスティバル

とき 5月8日(土)13時30分～17時30分

ところ すばる児童館(一身田平野)

内容 積み木、シャボン玉、工作教室など

問い合わせ 同児童館(☎236-0115)



地域の身近な相談相手

5月12日は 民生委員・児童委員の日

問い合わせ 福祉政策課 ☎229-3283 FAX229-3334

民生委員・児童委員とは

厚生労働大臣から委嘱され、地域のボランティアとして高齢者福祉、障がい者(児)福祉、児童福祉、母子父子寡婦福祉、低所得者福祉等、地域福祉に関することについて、行政や市社会福祉協議会などと連携を図りながら、社会福祉の増進のために活動しています。

市民の皆さんには民生委員・児童委員を身近に感じていただき、その活動に対するご理解ご協力をお願いします。

活動内容

地域住民の立場に立った相談、援助活動、高齢者に対する見守り活動や、行政と住民のパイプ役などが主な職務の内容です。

具体的には、民生委員法第14条で次の職務を行うことと規定されています。

- 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握する
- 援助を必要とする者が、自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言やその他の援助を行う
- 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用

するために、必要な情報の提供やその他の援助を行う

- 社会福祉を目的とする事業を経営する者、または社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、支援する
- 社会福祉法に定める福祉に関する事務所、その他の関係行政機関の業務に協力する



民生委員・児童委員の日とは

昭和52年に当時の全国民生委員児童委員協議会(現在は全国民生委員児童委員連合会)が定めたもので、大正6年5月12日に民生委員・児童委員制度の前身である岡山県済世顧問制度設置規程が公布されたことに由来します。

また、5月12日からの1週間は「活動強化週間」とされ、民生委員・児童委員活動について一層の理解促進が図られています。